



あさおだより

共同募金会川崎市麻生区支会
〒215-0004 麻生区万福寺1-2-2
麻生区社会福祉協議会内
TEL.044(952)5500 FAX.044(952)1424

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の
寄付金額とその用途について次のとおりご報告いたします。
温かいご支援ありがとうございました。



川崎フロンターレ×赤い羽根
コラボバッジ



麻生区社協キャラクター
「キュちゃん」



グループホーム「にじ」～ケアスロープ設置事業～

当施設では、平成25年から身体・精神・知的障害のある方たち4人が共同生活されています。築50年以上の家屋をリフォームしているため、バリアフリー化されておらず、車イス利用者が外出する際にはスロープが必要です。これまで使用してきたスロープが老朽化のため、ひび割れ等の危険性があつたことから、昨年度、赤い羽根共同募金の配分を受けて、新たにケアスロープを設置しました。ケアスロープが新しくなつたことで、車イスを利用される方も安心・安全な状態で外出することができるようになりました。皆さまの温かいご支援に心より感謝申し上げます。

令和3年度の 共同募金寄付総額

11,807,086円

赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 5,261,238円

すべて区内の福祉保健活動に使われます。

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 6,545,848円

区内の福祉保健活動と県域の活動に使われます。

- 麻生区内の社会福祉施設・団体 1,650,000円
 - ・(福) 育桜福祉会・しらかし園 福祉車両購入 950,000円
 - ・(特) ワーカーズ・コレクティブ グループとも (家事介護) 300,000円
 - ・麻生家事介護ワーカーズ・コレクティブにじ (家事介護) 300,000円
 - ・(特) 移動サービスワーカーズ・コレクティブそよ風 (送迎) 100,000円
- 麻生区社会福祉協議会 事業費 334,755円
- 神奈川県内の福祉施設・団体などへ 4,561,093円

- 年末見舞金の配布 1,885,000円
 - ・心身障害児者世帯(347世帯) 1,735,000円
 - ・高齢者世帯(30世帯) 150,000円
- 麻生区社会福祉協議会 事業費 3,376,238円
 - ・地域福祉を進めるため、様々な事業や、地区社会福祉協議会、ボランティアグループ、障害者当事者団体などへの助成を実施します。



麻生区社会福祉協議会
LINE公式アカウント



麻生区に募金する



麻生区の募金の
つかいみち

寄付金が配分されるまで



共同募金PR大使
野毛山動物園の
オグロワラビー
「オハナ」



民間福祉団体からの配
分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ
使途計画を公表して、寄
付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請
事業の内容を審査し、委
員18名が分担して施設
の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



地域の代表・各界の代
表で構成されている理
事会・評議員会で配分を
決定します。

翌年3月中旬



配分決定を受けた福祉
団体による、さまざまな福
祉活動が展開されます。

翌年4月～

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

(募金運動期間: 10月1日～3月31日)



令和4年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

★川崎フロンターレは赤い羽根共同募金を応援しています!



MF14 脇坂 泰斗

新型コロナウイルスによるパンデミックが長期化する中、人と人とが接する機会を制限されたことで、生活に困窮される方や居場所を失い孤立している方、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたち……多くの方々への支援が新たに求められています。

さらに、近年、国内では毎年記録的な大雨等により大規模災害が発生し、多くの方々が無家失所生活を余儀なくされるなど、誰もが住み慣れた町で安心して暮らしていきたいという当り前の願いが、一層深まっています。

ことしの共同募金運動は、一昨年から「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められているパンデミック下での支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの?

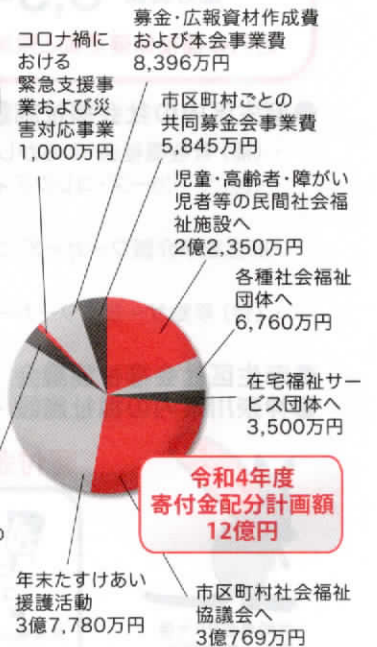
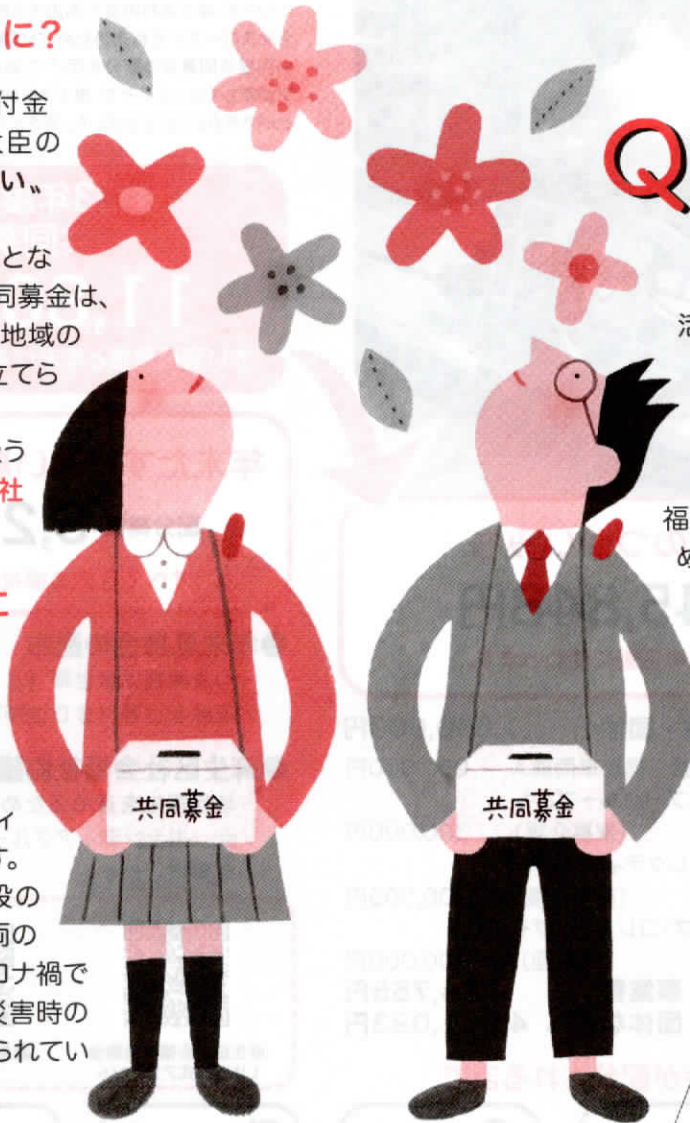
募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。

Q 募金なのに、どうして目標額があるの?

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和4年度の目標額は12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

